第２回長崎地方最低賃金審議会運営小委員会議事録
（令和８年９月 14 日　午前９時 00 分～午前 10 時 35 分）　　小委員会２

１．開会 深浦会長	定刻になりましたので、ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会　第２回運営小委員会」を開催いたします。 まず委員の出席状況について事務局から報告してください。
江上補佐	運営小委員会の委員の出席状況について、報告させていただきます。 本日は、運営小委員会委員９名の内、８名の委員にご出席いただいておりますので、運営小委員会規程第２条の規定に基づく、運営小委員会開催に必要な定足数を満たしており、本小委員会が有効に成立していることを報告いたします。
２．　議題 （１）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について 深浦会長	「長崎県特定最低賃金改正の必要性の有無について」の審議を行いたいと思います。 前回の小委員会で３業種、機械と電機と船の最低賃金の改正の必要性の有無について労使双方から、お話を伺いました。 若干時間がございましたので、改めて双方からご意見をお願いいたします。 まず、労働者側委員からお願いいたします。
川田委員	私の方から改めて労働者側の意見として主張をさせていただければと思います。 特定最低賃金ですが、皆さん改めてになりますが、地域別最低賃金とは対象者・役割・機能が全く違う制度でございますので、まずそこを押さえていただきたいことと、そうは言っても地域別最低賃金も基準値となることもあり、前回から使用者側の皆さんからコメントいただきましたけれども、そもそも地域別最低賃金の金額に納得いただいていない状況とのコメントがありましたけども、そうは言っても、今年 56 円引上げの全会一致という重い決断を皆さんでされましたので、まずはそこをご理解いただきたいということと、そこの部分で３業種の優位性といいますか、地域別最低賃金と違った最低賃金が、この３業種でいくらがふさわしいのかを改めてこういう場で議論できればと思います。

	また、特定最低賃金のここ数年、必要性がないということで、廃止の検討も必要ではないかというコメントもございました。 そうは言っても、今年の経団連の報告には、各地域で成長が期待されている産業は健全競争の確保、人材確保、定着を促す手段として、特定最低賃金を積極的に活用すべきという記載も今年度はございますので、前回も主張させていただきました県内の３業種の足下の状況、今後の見通しについては、前回も主張をさせていただいて、総じて成長産業と言えるのかなと思っております。 もちろん、中東情勢などの不安要素等も、それぞれあるかと思いますけれども、そういう中しっかり労使で検討して、議論をしていければいいと思っています。 また、必要性審議の運営に関してですが、厚労省の文書では、「当該産業の実態を十分に反映させて」、それぞれ意見陳述を含めて行うことが望ましいと謳っております。 ちょっと残念ながら、３業種の経営側の現在の経営状況とか、支払能力等について、まだいろいろ意見を聞いていませんので、できればそういうコメントも本日いただければありがたいと思っております。 最後に、改めてですけれども、この特定最低賃金ですけど、もちろん最低賃金が上がると、私たち労働者の生活安定にはつながることと思います。 一方で、経営側、会社にとってもプラス要素になると思います。 人材確保・定着、それによって現場力の強化や生産性向上、そして価格転嫁についても、この最低賃金を頼ってもらって、価格転嫁がしやすい環境整備につながると思っています。 その上で、公正競争の確保という観点から、経営側にとっても産業・企業の発展に、この循環が特定最低賃金の役割の大きな一つだと思っております。 そういう視点で、使用者・経営者の皆さんにも、しっかりこの３業種について、将来の長崎県のリーディング産業として引っ張っていく産業と我々労働者は思っていますので、本日、またこういう時間がありますので、前向きな議論をお願いできればと思います。
中島委員	特定最低賃金の必要性については、前回の第１回の小委員会の中で、また先ほど川田委員からも述べられたところであります。 特に、長崎県のこの特定最低賃金３業種については、長崎県の基幹産業、３業種だというふうに捉えております。 特に、この３業種においては、近年、人材不足、それから育成、そして定着と、こういったところが非常に問題・課題になっている状況が表

	面化してきているというふうに思っております。 そういう意味では、この特定最低賃金の必要性、このことをしっかり示しながら、ある意味、必要性を示すことによって、労使でその必要性があるのかということを説明することによって、この３業種が県における特定基幹産業であるということを内外に示す大きな示しになっていくのではないかなというふうに考えております。 このことをご理解いただきながら、まず金額等々については後に置いておきながらも、この３業種については、我々労側としては必要性があるという思いが強くございますので、そのことについてご理解いただければと思います。
深浦会長	ありがとうございました。 では、使用者側からお願いいたします。
峯下委員	労働者側への質問で、メモしたところだけお話をします。 まず、経団連の報告のところは、労使の協調、もしくは合意のもとで、その上で特定最低賃金の審議を進めていいじゃないかというニュアンスのところがはっきり書いてありますので、長崎県のように意見が合っていないところは、また別の話だと私は理解しております。 次に、「価格転嫁があるから大丈夫だ」というふうにも聞こえるようなご発言ですけど、ご存知のとおり、地域別最低賃金の時にも出てきましたけれども、昨年は価格転嫁率 52%、今年は 53%という状況で、労使及び行政が価格転嫁を声高らかに推奨して取り組んだ結果がこの数字であって、価格転嫁があるからということは、使用者側から見ると、労務費のところ、価格高騰もありますけど、労務費はすごく無理が生じているので、価格転嫁が進んでいるからというのは無理があると思っています。 あと、人材不足のところですけれども、３業種に限ったことではございませんので、この特定最低賃金の３業種だけフォーカスされて、「人手不足だから」というところは、少し違うのではないかという気がします。 支払能力のところについては、今から私の説明の中で触れていこうと思います。 改めまして、使用者側の本日の見解ですけれども、３業種については、特定最低賃金の改定の必要性は不要と申し上げます。 特定最低賃金は、地域別最低賃金に対する優位性を見極めるということになっていますけど、これは、やはりその地域別最低賃金が妥当なもの、物差しとしてきちんと物差しになり得るべきレベルのものというのが前提にあって、その上で特定最低賃金の優位性を見極めるということ

	になっています。 この３業種を、労働者側からも使用者側からも、「この３業種については特定最低賃金が必要だ」として特定最低賃金を認定した時代は、やはり地域別最低賃金がきちんとしたベースとしてあって、その上で１円なのか、５円なのか、10 円なのか、30 円なのか、そういったことを見極めてやっていこうというふうにスタートしたと理解しております。 その地域別最低賃金の考え方、位置付けですけれども、第１回の小委員会の時に話したように、令和２年度以降だけで見ても、地域別最低賃金そのものが第４表の本来あるべき数値から算出した額と、長崎県の地域別最低賃金の実態を見ると、1,087 円と 908 円、本来 908 円のところが 1,087 円になっているということで、179 円の差があります。 したがって、地域別最低賃金そのものが本来あるべき第４表の数字ではないところで決まっている以上、現状の 1,087 円に対する優位性というところでは、やはり審議していくことに無理がある。 そういうことで、そもそも特定最低賃金の審議は不要という考えでございます。 特定最低賃金も地域別最低賃金と同様に法的な縛りがあります。 地域別最低賃金の時にも随分と申し上げましたけど、きちんと地域別最低賃金を払える企業もあれば、払うに払えなくて、例えば労働力を減らしたり、廃業を考えたり、そういった苦慮している企業がいっぱいございます。 当然、特定最低賃金についても同じです。 この３業種においても、きちんと支払能力がある企業もいれば、地域別最低賃金同様、支払能力の面で見ると非常に苦慮している企業も多々ございます。 企業からは、「もう特定最低賃金はいいよ。地域別最低賃金ですら非常に大変なのだ」という声がよく届いておりますので、そういった実態もございますということを紹介しておきます。 私の気持ちとすれば、もともと地域別最低賃金そのもののベースがおかしいから特定最低賃金は不要ということで、それがほぼ 10 割の見解なのですけど、ご参考までに申し上げておきます。 そもそもこの３業種においては、例えば 1,087 円プラス 10 円とか、50 円とか、そういったレベルでの募集はしていません。 募集をしているとすれば、地域別最低賃金近傍で募集する場合は、どうしても補助的業務の人たちを募集する時、もしくは給与を払っているというレベルになります。 この３業種においては、業界の魅力を最大限に引き出すためには、どうしても技術者を留めておく、もしくは新たな技術者を雇い入れるとい

	うことを踏まえれば、こういったレベルではなくて、例えば極端に申し上げれば 3,000 円とか 2,500 円とか 2,000 円とか、そういったレベルの賃金でないと技術者は集まってきません。 　したがって、ここに挙がっている３業種については、極力、地域別最低賃金、もしくは特定最低賃金というのを匂わせないような募集の仕方がよろしいかと、個人的には思っております。 　この３業種については、いろいろ業界も、労働者側からも話があったように、例えば船舶については、長崎県の特性を生かした海洋の魅力を前面的に出した産業界の取り組み、また、はん用機、電子部品については、歴史的に長崎県は技術力が高かったということもありますので、そういった歴史的な技術力の蓄積の魅力を前面に出すとか、いろいろな取り組みをもって、この３業種の発展につなげていけるように、各関係団体が取り組んでいくべきものと理解しております。 　話は長くなりましたけれども、特定最低賃金、この３業種については、審議の必要性はなしということで申し上げます。
深浦会長	ありがとうございました。 　私の方でまとめますが、おそらく３業種の優位性ということについて、見解にかなりの開きがあるということのように思います。 　労働者側委員からは、やはり優位性があるのだと。 　この３業種は成長産業として期待されている分野でもあるし、県経済の中核でもある。 　それから、人材確保等々の戦略的なことからも、やはり引上げが必要だと。 　つまり、特定最低賃金の優位性というのは十分にあるのだという議論であったかと思います。 　使用者側からは、価格転嫁、あるいは人材不足についてのご説明がありましたけど、この優位性に関して言うと、地域別最低賃金が妥当、あるいは合理的な水準であるということが前提になっているので、そこが満たされないということになると、そもそも優位性という議論が成り立たないのではないかと。 　それから、３業種が中核的な産業であることは当然ですけれども、この３業種を盛り上げていくという努力は当然、各企業なさっていて、それはむしろ特定最低賃金とか最低賃金以外のところで努力をされているのだと。 　そういった議論であったかと思います。 　そこで、使用者側委員からは「必要性なし」、労働者側からは「必要性あり」ということで、今のところ意見の一致は見られておりません。

	当初、前回と今回ぐらいで結論をある程度出したいということでございましたけれども、まだ見解の大きな違いということもございますので、もう一度、私としては個別協議を、あともう１回ぐらいはさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
深浦会長	まず慣例によりまして、労側から個別で協議をさせてください。 使用者側の人はご足労ですが、控室へお願いします。
使用者側委員	＜退室＞
	これより 公・労　協　議　　を　２　回、 公・使　協　議　　を　１　回　行う。
	＜個別協議終了、全体協議を再開＞
労働者側委員	＜入室＞
深浦会長	お待たせいたしました。 それでは、全体の審議を再開させていただきます。 本日、労使双方から考え方、主張をお聞きいたしまして、個別にお話を伺いました。 特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、これは全会一致の議決が原則となりますけど、使用者側からの「改正の必要性はない」というご意見は変わっておりませんので、本日は全会一致となりませんでした。 できれば本日、小委員会としての報告を取りまとめたいと思っておりましたけど、先ほど労働者側から、電機・電子に関して、１業種に関して「必要であるということでどうか」という新たなご提案があり、それに対して使用者側からは「必要ではない」という回答をいただいて、それを先ほど労働者側の方にお伝えしたところです。

	そうしたところ、労働者側から、それを受けまして、「少し時間をいただくことになるけれども、もう１回考えたい」というお申し出がございました。 したがいまして、本日は結論を出さずに、継続審議ということにさせていただきたいと思います。 できれば、次回、第３回の小委員会では結論を出したいと思っております。 よろしいでしょうか。
各委員	はい。
深浦会長	ありがとうございます。 では、継続審議とさせていただきます。
（２）その他	
深浦会長	日程につきましては、これから改めて調整をいたします。 事務局の方にて日程調整をお願いしたいと思います。 明日、第４回の本審、これは異議審になりますので、小委員会を開くことができないということで、いずれ第３回の小委員会を開いて、さらにその後、第５回の本審を開催するということになります。 その日程につきましても、事務局の方で改めて調整をお願いいたします。 そういうことで、大変何回もご足労いただきますけれども、よろしくお願いいたします。 では、その他、最後になりますけれども、何かご意見等ございますでしょうか。
各委員	＜意見等なし＞
深浦会長	特にご意見がないようですので、以上をもちまして、本日の第２回小委員会は閉会といたします。 なお、本日の議事録の確認につきましては、公益側は私、労働者側委員は中島委員、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきます。 よろしくお願いいたします。 どうもお疲れさまでした。